

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>電気需給約款</p> <p>第 8 条 (需給契約の成立および契約期間)</p> <p>(2) 契約期間は、需給契約が成立した日（承諾書の提出日または電気需給契約締結日）から、料金適用開始の日以降最初に到来する 3 月末日までといたします。但し、契約期間満了の 2 ヶ月前までに、お客さままたは当社的一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに、満了時点の条件と同一条件で自動延長されるものとします。</p> <p>第 1 3 条 (契約種別等)</p> <p>(1) 契約種別は、次のとおりといたします。他については別途協議をおこないます。</p> <p>特別高圧季節別時間帯別電力、高圧季節別時間帯別電力、特別高圧電力、高圧電力、高圧電力 A</p> <p>(2) 契約種別は、需給契約が成立した日から 1 年間は原則として変更できません。また、契約種別を変更後 1 年に満たないお客さまについても、原則として契約種別の変更はできません。</p>	<p>電気需給約款</p> <p>第 8 条 (需給契約の成立および契約期間)</p> <p>(2) 契約期間は、需給契約が成立した日（承諾書の提出日または電気需給契約締結日）から、最初に到来する 3 月の検針日の前日まで（3 月の検針日が 1 日の場合は 3 月末日まで）といたします。ただし、契約期間満了の 2 ヶ月前までに、お客さままたは当社的一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに、満了時点の条件と同一条件で自動延長されるものとします。</p> <p>第 1 3 条 (契約種別等)</p> <p>(1) 契約種別は、次のとおりといたします。他については別途協議をおこないます。</p> <p>特別高圧季時別電力（標準プラン、RE100 プラン）、高圧季時別電力（標準プラン、RE100 プラン）、特別高圧電力 Green Direct RE100、高圧電力 Green Direct RE100</p> <p>(2) 契約種別は、原則として、契約期間途中は変更できません。ただし、特別高圧電力 Green Direct RE100、高圧電力 Green Direct RE100 については別途協議をおこないます。</p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>(4) 料金は、基本料金、従量料金、別表 3.(電源調達費調整額)によって算定された電源調達費調整額、別表 4.(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は八によって力率割引または割増をする場合は、力率割引または割増をしたものとします。</p> <p>第 3 1 条 (違約金)</p> <p>(4) お客さまの責に帰すべき理由またはお客さまの都合により、お客さまが当社との新たな契約を開始後、1 年を満たないで解約される場合には、違約金として解約時点から契約期間満了までの期間の契約基本料金の 1.5 倍に相当する金額をお客さまに支払っていただきます。</p> <p>第 3 7 条 (需給契約の終了)</p> <p>(2) お客さままたは当社が本約款にもとづく需給契約を終了する場合は、あらかじめその終了期日を定めて、2 ヶ月前までに相手方に通知することで需給契約を終了できるものといたします。</p>	<p>(4) 料金は、基本料金、従量料金、別表 3.(電源調達費調整額)によって算定された電源調達費調整額（特別高圧電力 Green Direct RE100、高圧電力 Green Direct RE100 は対象外）、別表 4.(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は八によって力率割引または割増をする場合は、力率割引または割増をしたものとします。</p> <p>第 3 1 条 (違約金)</p> <p>(4) お客さまの責に帰すべき理由またはお客さまの都合により、契約期間満了に先立って、お客さまが当社との契約期間途中で解約される場合には、違約金として解約時点から契約期間満了までの期間の契約基本料金の 1.5 倍に相当する金額をお客さまに支払っていただきます。ただし、特別高圧電力 Green Direct RE100、高圧電力 Green Direct RE100 については、契約期間満了の 2 カ月前までにお客さまから当社に終了期日を通知した場合は、違約金は不要といたします。</p> <p>第 3 7 条 (需給契約の終了)</p> <p>(2) お客さままたは当社が本約款にもとづく需給契約を終了する場合は、あらかじめその終了期日を定めて、2 ヶ月前までに相手方に通知することで需給契約を終了できるものといたします。ただし、契約期間途中の解約については、第 3 1 条（4）に定める違約金を支払っていただきます。</p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行							改 定 後								
別表							別表								
3.電源調達費調整額							3.電源調達費調整額								
(2)電源調達費調整単価							(2)電源調達費調整単価								
電源調達費調整単価は、次の算式によって算定いたします。なお、電源調達費調整単価の単位は1銭とし、端数については小数点以下第1位で四捨五入いたします。							電源調達費調整単価は、次の算式によって算定いたします。なお、電源調達費調整単価の単位は1銭とし、端数については小数点以下第1位で四捨五入いたします。								
電源調達費調整単価 = { (JEPX 調整単価×X) + (燃料費調整単価×Y) } + 原価調整単価							電源調達費調整単価 = { (JEPX 調整単価×X) + (燃料費調整単価×Y) } + 原価調整単価								
X・Yの値は、次のとおりといたします。							X・Yの値は、次のとおりといたします。								
適用期間		北海道エリア・東北エリア・関東エリア		中部エリア		北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア		適用期間		北海道エリア・東北エリア・関東エリア		中部エリア		北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア	
	X	Y	X	Y	X	Y		X	Y	X	Y	X	Y	X	Y
4月の料金に係る検針期間等	0.27	0.73	0.36	0.64	0.34	0.66	4月の料金に係る検針期間等	34%	66%	46%	54%	46%	54%	46%	54%
5月の料金に係る検針期間等	0.21	0.79	0.29	0.71	0.29	0.71	5月の料金に係る検針期間等	34%	66%	44%	56%	44%	56%	44%	56%
6月の料金に係る検針期間等	0.24	0.76	0.59	0.41	0.40	0.60	6月の料金に係る検針期間等	44%	56%	54%	46%	54%	46%	54%	46%
7月の料金に係る検針期間等	0.33	0.67	0.34	0.66	0.43	0.57	7月の料金に係る検針期間等	50%	50%	59%	41%	59%	41%	59%	41%
8月の料金に係る検針期間等	0.43	0.57	0.52	0.48	0.53	0.47	8月の料金に係る検針期間等	51%	49%	61%	39%	61%	39%	61%	39%
9月の料金に係る検針期間等	0.45	0.55	0.50	0.50	0.53	0.47	9月の料金に係る検針期間等	46%	54%	57%	43%	57%	43%	57%	43%
10月の料金に係る検針期間等	0.40	0.60	0.45	0.55	0.48	0.52	10月の料金に係る検針期間等	40%	60%	46%	54%	46%	54%	46%	54%
11月の料金に係る検針期間等	0.42	0.58	0.53	0.47	0.44	0.56	11月の料金に係る検針期間等	36%	64%	49%	51%	49%	51%	49%	51%
12月の料金に係る検針期間等	0.43	0.57	0.60	0.40	0.54	0.46	12月の料金に係る検針期間等	46%	54%	58%	42%	58%	42%	58%	42%
1月の料金に係る検針期間等	0.50	0.50	0.67	0.33	0.60	0.40	1月の料金に係る検針期間等	48%	52%	59%	41%	59%	41%	59%	41%
2月の料金に係る検針期間等	0.50	0.50	0.67	0.33	0.61	0.39	2月の料金に係る検針期間等	47%	53%	59%	41%	59%	41%	59%	41%
3月の料金に係る検針期間等	0.40	0.60	0.45	0.55	0.51	0.49	3月の料金に係る検針期間等	37%	63%	50%	50%	50%	50%	50%	50%

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行						改 定 後					
(3)JEPX 調整単価						(3)JEPX 調整単価					
イ)JEPX 調整単価						イ)JEPX 調整単価					
損失率は、次のとおりいたします。						損失率は、次のとおりいたします。					
	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア		北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア
特別高圧	2.0%	1.9%	1.3%	2.5%	1.3%	特別高圧	2.0%	1.9%	1.3%	2.5%	1.3%
高圧	4.7%	5.2%	3.7%	3.8%	3.4%	高圧	4.7%	5.2%	3.7%	3.8%	3.4%
	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア			関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア	
特別高圧	2.9%	2.7%	1.3%	1.3%		特別高圧	2.9%	2.5%	1.3%	1.3%	
高圧	4.2%	4.8%	4.1%	3.2%		高圧	4.2%	4.4%	4.1%	3.2%	
ハ)基準 JEPX 単価						ハ)基準 JEPX 単価					
基準 JEPX 単価は、次のとおりいたします。なお、基準 JEPX 単価の単位は 1 銭といたします。						基準 JEPX 単価は、次のとおりいたします。なお、基準 JEPX 単価の単位は 1 銭といたします。					
	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア		北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア
夏季	17.12	19.03	22.12	20.22	17.92	夏季	15.47	14.66	15.71	15.97	13.63
冬季	16.59	18.56	21.36	19.03	17.28	冬季	16.11	15.28	16.34	16.66	14.39
その他季	14.15	15.90	18.83	17.84	16.14	その他季	11.31	10.47	11.99	11.79	11.08
	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア			関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア	
夏季	18.40	18.18	15.52	12.13		夏季	14.02	14.22	14.15	13.18	
冬季	17.50	17.34	14.91	11.42		冬季	14.95	14.95	15.18	13.45	
その他季	16.31	16.25	13.65	10.29		その他季	11.00	10.93	10.96	10.30	
単位：円/kWh						単位：円/kWh					

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>(4)燃調費調整単価</p> <p>イ)燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p> <p>①1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合  <math display="block">\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000</math></p> <p>②1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合  <math display="block">\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000</math></p> <p>ロ)平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p>	<p>(4)燃調費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、0.00 円といたします。</p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行				改 定 後			
C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格							
	北海道エリア・東北エ リア・関東エリア	中部エリア	北陸エリア・関西エ リア・四国エリア・中 国エリア・九州エ リア				
α	0.0480	0.0542	0.0217				
β	0.6547	0.3539	0.2759				
γ	0.3259	0.9069	0.8614				
<p>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</p>							
<p>ハ)基準燃料価格</p>							
	北海道エリア・東北エ リア・関東エリア	中部エリア	北陸エリア・関西エ リア・四国エリア・中 国エリア・九州エ リア				
	42,600円	23,200円	41,100円				
<p>二)基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p>							

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行						改 定 後
	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア	
特別高圧	0.129	0.129	0.128	0.070	0.135	
高圧	0.133	0.133	0.131	0.071	0.138	
	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア		
特別高圧	0.136	0.136	0.135	0.137		
高圧	0.140	0.140	0.138	0.138		
<p>単位：円/kWh</p> <p>ホ 燃料費調整単価の適用                      各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。</p>						

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行		改 定 後
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等	
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等	
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等	
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等	
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等	
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等	
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等	
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等	
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等	
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等	
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等	
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等	



「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行						改 定 後					
(5)原価調整単価 原価調整単価は、当社の 2022 年度の原価平均と 2023 年度の原価平均の差分として、次のとおりいたします。						(5)原価調整単価 原価調整単価は、2024 年度の当社の容量拠出金の負担相当金額を踏まえて、次のとおりいたします。					
	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア		北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア
特別高圧	1.28	4.01	5.83	4.57	3.83	特別高圧	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
高圧	1.32	4.15	5.97	4.63	3.92	高圧	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00
	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア		関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア		
特別高圧	3.86	4.68	1.34	-3.03	特別高圧	3.00	3.00	3.00	3.00		
高圧	3.92	4.78	1.38	-3.09	高圧	3.00	3.00	3.00	3.00		
単位：円/kWh						単位：円/kWh					

以上